

小江戸川越観光推進協議会主催

# 第19回小江戸川越花火大会

8月9日(土)、午後7時30分～9時 伊佐沼公園 (点火式=午後7時15分～)



- \*天候不良の場合は、8月10日(日)・16日(土)・17日(日)に順延します。
  - \*午後5時30分から、伊佐沼公園内で民踊ステージが行われます。
  - \*当日、午後4時ころから、臨時の直通バスが本川越駅と川越駅東口から運行されます (本川越駅から190円▶川越駅東口から170円)。
  - \*当日は、上図のように交通規制が行われます。混雑が予想されますので、安全運転に努めてください。
- 問い合わせ…川越市川越駅観光案内所・TEL222-5556 (午前9時～午後4時30分)  
花火情報案内 (ハローダイヤル) ・TEL03-5777-8600 (午前8時～午後10時)

## 地域福祉活動補助金交付団体を決定しました

市では地域福祉を推進するため、「一般推進事業」「特別推進事業」の各補助金交付団体を審査により、次のとおり決定しました。各団体の活動内容は、市ホームページで見ることが出来ます。

## 地域福祉活動補助金交付団体 (申請順)

- 一般推進事業
  - ボランティアグループたのしみ隊 ▼ どじょう踊り演芸団 ▼ 高階南ハーモニカサークル ▼ NPO 法人川越子育てサークル連絡協議会 ▼ エイサーかりゆし会 ▼ 精神保健福祉ボランティア 「アミーゴ」 ▼ 障害者水泳クラブ ▼ さくら堤自治会 「桜花会」 ▼ 和道文化クラブ
- ▼ ボランティアグループ やよいの会 ▼ 広栄町ボランティア推進会 ▼ むつみ会 ▼ 岸町地域自主防犯ステーション運営協議会 ▼ ひときりティサロ ン2005 ▼ 子育てサークルちびっこハウス ▼ 福祉ボランティア 「ねこのて高階」 ▼ 高階南マジッククラブ ▼ NPO 法人サポートあおい ▼ NPO

- 法人チューリップ元気の会 ▼ 古谷地区文化団体連合会 ▼ 霞ケ関セフティー・パトロール・クラブ

## 特別推進事業

霞ケ関北地区社会福祉協議会  
問い合わせ：福祉推進課  
TEL 224-5769

## 交通遺児等援護一時金を支給します

県交通安全対策協議会では、次のとおり援護一時金を支給します。詳しくは、安全安心生活課 (本庁舎三階)・学校などで配布する申請書類をご覧ください。

対象：平成19年4月1日以降、「交通遺児等」になつた18歳以下の県民

給付額：一人につき五万円 (二事故につき一回のみ)

給付時期：10月末日または来年4月末日

申し込み：8月末日 (10月支給分)、来年2月末日 (4月支給分) までに、申請書をみずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参

問い合わせ：安全安心生活課  
TEL 224-5721

## 「無事カエル」に交通安全の願いを込めて

7月15日、西武本川越ペペ前広場で、夏の交通事故防止運動の開始式



川越西高校生徒の皆さんから「無事カエル」の目録を受け取る舟橋市長

この式典では、川越西高校生徒の皆さんが舟橋功一川越市長に、交通安全の願いが込められた手作りマスコット「無事カエル」の目録を手渡しました。

この「無事カエル」は式典参加者が交通安全を訴えながら、道行く皆さんに配布。また、舟橋市長が、追突事故の抑止を目的とした、安全車間距離保持「O102運動」推進宣言を行いました。

問い合わせ…安全安心生活課・TEL224-5721

## 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は、八月中旬に現況届・所得状況届を子育て支援課（本庁舎二階）に提出してください。

現況届・所得状況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを審査するために必要です。提出がないと、手当が支給できません。該当する方は、児童扶養手当は七月下旬

までに、特別児童扶養手当は八月八日(金)までに通知します。

### ●受付期間

児童扶養手当：8月1日(金)～29日(金)

特別児童扶養手当：8月11日(月)～22日(金)

\*受付時間は、午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。11日(月)～15日(金)は午後7時まで)

### ●児童扶養手当とは

母子家庭や、父に一定の障害がある児童の母または養育

者に支給している手当です。

次のいずれかに該当する児童が十八歳になる年の年度末(障害がある場合は二十歳未満)まで、養育している方が受けられます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父に一定の障害がある児童
- ④ 父に一年以上遺棄されている児童
- ⑤ その他の理由で父と同一生計にない児童

公的年金を受給できる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

●特別児童扶養手当とは  
次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を、家庭で養育している方に支給しています。

- ① 精神に障害があり、一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童
- ② 身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級～三級程度の児童

児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設や通所施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

\*どちらの手当にも、所得制限があります。

手当が受けられるのは、受給者(児童の保護者など)および同居する扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額未満の場合です。

問い合わせ…子育て支援課  
TEL224-5821

## 道路はみんなが使うもの

私たちの周りに、あたりまえのようにある道路。次のことに留意して、安全で快適に利用できるよう、ご協力をお願いします。

### ①道路に張り出している樹木などは、ありませんか？

今は樹木が成長し、生い茂る季節。道路上に樹木や草・生け垣などが出てると、見通しを悪くしたり、道幅を圧迫したりと、歩行者や車などの通行にたいへん危険です。土地の所有者は必要に応じ、枝のせんてい・草刈りなどをお願いします。



### ②道路に、物などを置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車・自動車などを置くと、歩行者の通行や緊急車両(救急車・消防車)が通行する際の妨げとなります。道路上を利用するのは、やめましょう。

### ③道路を汚していませんか？

道路上へごみを捨てると、道路環境の悪化につながるだけでなく、通行にも支障を来します。

問い合わせ…道路環境整備課・TEL224-6029